

## 屋外広告物許可申請書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

申請者 住所 〒  
(広告主)  
氏名  
電話 ( )

管理者 住所 〒  
氏名  
電話 ( )

宇都宮市屋外広告物条例第 条第 号の規定により、許可(新規・更新・変更)を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

### 記

1 種別等	種別	特殊装置	表示内容	面積	数量
			有・無		m <sup>2</sup>
		有・無		m <sup>2</sup>	基
		有・無		m <sup>2</sup>	基
2 設置場所	宇都宮市				
(地域区分等)	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 沿道型 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種 <input type="checkbox"/> ( ) 地区				
3 工事施工者	住所				
	氏名				
4 施工期間	着手		完成		
5 表示期間	許可日から 令和 年 月 日 まで				
6 現在の許可	年月日	令和 年 月 日	番号	— 号	
	期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日			
7 変更事項					

注) 添付書類(申請内容により異なるため、注意すること。)

- 1 代理人が申請するときは委任状
- 2 表示場所又は設置する物件の使用権を証する書類の写し
- 3 案内図及び配置図
- 4 周囲の現況写真
- 5 形状、寸法、構造、色彩及び表示内容を明示した図面
- 6 建築物、工作物の図面
- 7 屋外広告業登録済証の写し
- 8 管理者の資格を証する書類の写し
- 9 現況写真(申請日より1か月以内のもの)
- 10 自己点検報告書(市様式のもの)

※ 新規・変更・・・原則1～9を添付      更新・・・8～10を添付

4, 6, 9は必要な申請の場合に添付すること。

受 付 欄		
	手数料	¥



## 屋外広告物許可申請書

令和 年 月 日

申請者 (広告主) 住所 〒○○○-○○○○  
宇都宮市○○町△△番地

氏名 (株) 宇 都 宮

電話 ○○○ (○○○) ○○○○

管理者 住所 〒○○○-○○○○  
宇都宮市○○町△△番地

氏名 (有) 管 理 社

電話 ○○○ (○○○) ○○○○

宇都宮市屋外広告物条例第 2条第 号の規定により、許可(新規)更新・変更)を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 種別等	種 別	特殊装置	表示内容	面 積	数 量
	広告板	有 無	宇都宮	○○m <sup>2</sup>	○基
	壁面広告物	有・無	Utsunomiya	○○m <sup>2</sup>	○基
		有・無		m <sup>2</sup>	基

2 設置場所	宇都宮市 ○○町△△番地				
(地域区分等)	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 沿道型 <input type="checkbox"/> 第2種 <input checked="" type="checkbox"/> 第3種 <input type="checkbox"/> ( ) 地区				
3 工事施工者	住 所	宇都宮市○○町××番地			
	氏 名	○○看板社			
4 施工期間	着 手	○○年 ○○月 ○○日	完 成	○○年 ○○月 ○○日	
5 表示期間	許可日から 令和 年 月 日 まで				
6 現在の許可	年月日	令和 年 月 日	番 号	— 号	
	期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日			
7 変更事項					

注) 添付書類 (申請内容により異なるため、注意すること。)

- 1 代理人が申請するときは委任状
- 2 表示場所又は設置する物件の使用権を証する書類の写し
- 3 案内図及び配置図
- 4 周囲の現況写真
- 5 形状、寸法、構造、色彩及び表示内容を明示した図面
- 6 建築物、工作物の図面
- 7 屋外広告業登録済証の写し
- 8 管理者の資格を証する書類の写し
- 9 現況写真 (申請日より1か月以内のもの)
- 10 自己点検報告書 (市様式のもの)

※ 新規・変更 … 原則1～9を添付      更新 … 8～10を添付

4, 6, 9は必要な申請の場合に添付すること。

受 付 欄			
	手数料	¥	

## 【申請書作成上の注意】

申請は、敷地（建築確認における敷地を準用）別にそれぞれ申請すること。

申請書は、必要事項を記載するため、必要に応じて行・文字間隔・罫線幅・罫線数等を調整してよい。

1面で収まらない場合は、2面以上を一緒に綴じるか、両面にすること。

申請書の大きさはA4サイズとする。添付書類は、A4サイズの図面折とし、一緒に左綴じとする。

「管理者」は、条例第15条の8第1項の規定による管理者をいう。

「条例の根拠条文」は、新規の許可申請の場合は「第2条」、変更又は改造（申請上は「変更」とする。）の場合は「第9条第1項」、更新の場合は「第8条第3項」を記載する。

「許可（新規・更新・変更）」は、該当するものを○で囲むか、該当しないものを消去又は見え消し線を引く（以下同じ）。

## 【申請書の表中の作成上の注意】

### 1 種別

広告物の種別ごとに記載する。

同じ種別であっても、大きさ・形状が異なる場合は、段を変えて明記する。

段が足りない場合は、適宜下段を追加する。

種別は、屋外広告物条例施行規則別表第1、又は別表第3の表中種類の中から、該当するものを記載する。

特殊装置は、照明、点滅照明、動光、映像装置等を使用するものは、「有」に、使用しないものは「無」に○で囲むか、該当しない方を消去する。

表示内容は、表示されている全てが記載できない場合は、その中から企業名・商品名等の代表的なものを記載する。

面積は、1基内に表示される面積の合計を記載する。

### 2 設置場所（地域区分等）

「地域区分等」の欄には、禁止地域、第1種許可地域、沿道型許可地域、第2種許可地域、第3種許可地域の別を明示する。

広告物景観形成地区に該当する場合は、その地区名を併せて明示する。（宇都宮駅東口地区、中里原地区、大通り地区、白沢地区、雀宮駅周辺地区、岡本駅周辺地区、大谷地区）

### 3 表示期間

「表示期間」の欄は、アドバルーンについては必ず明記し、(劣化の恐れのある)はり紙、その他短期間の表示のものについても記載すること。

3年を超えて更新を予定しているものは記載しなくてよい。

### 4 現在の許可

更新又は変更の場合に記載すること。

### 5 変更事項

変更申請の場合にのみ、変更の内容を記載すること。

## 【申請書添付書類及び添付書類記載上の注意】

添付書類は、申請内容によって異なるので、注意すること。

※ 新規・変更 … 原則1～9を添付                      更新 … 8～10を添付

#### 1 代理人が申請するときは委任状

#### 2 表示場所又は設置する物件の使用権を証する書類の写し 自己所有地又は自己建築物等に設置する場合は必要ない。

#### 3 案内図及び配置図

配置図は、道路等の公共施設、敷地境界線、敷地内の建物等からの位置関係が分かる図面とすること。

「道路からの後退距離」の制限が適用される野立広告物（※1）は、道路から広告物までの最短距離を明示すること。

「広告物相互間の距離」基準が適用される野立広告物（※1）で、近隣に他の野立広告物が立地していない場合（※2）は、その旨を特記事項として案内図又は配置図に記載すること。

（例：令和〇年〇月〇日に現地調査を実施した結果、申請地から周囲30mの範囲には、他の野立広告物は立地されていない。）

※1 第1種許可地域、沿道型許可地域、第2種許可地域で設置される野立広告板、野立広告塔。ただし、家屋連続地域内のものを除く。

※2 30m以内の距離に他の野立広告物が設置されている場合は、設置することができない。

#### 4 周囲の写真

「相互間距離基準」が適用される広告物の場合に添付すること。(3の※1のとおり)  
広告物掲出予定地を入れた4方向を見通す写真とする。

#### 5 形状、寸法、構造、色彩及び表示内容を明示した図面

- (1) 寸法 広告物の高さ、表示面積の算出根拠となる寸法を明示すること。
- (2) 構造 掲出物件の柱・横架材等の主要部材、表示面等の構造を明示すること。
- (3) 色彩 禁止地域、広告物景観形成地区、第1種許可地域、沿道型許可地域の場合に、表示面の色相・明度・彩度のマンセル値を明示すること。  
制限の緩和規定を適用する場合は、制限値を超える色彩を使用する部分の面積とその算定根拠を明示すること。

#### 6 建築物、工作物の図面

屋上広告物、壁面広告物、袖看板、広告幕、その他添架広告物の建築物又は工作物に設置する広告物は、それらの建築物又は工作物の図面（現況の写真を代用してもよい。）を添付し、設置する位置及び基準に適合するか否かを判断するために必要な寸法等を明記すること。

#### 7 屋外広告業登録済証の写し

#### 8 管理者の資格を証する書類の写し

#### 9 現況写真（申請日より1か月以内のもの）

現況写真は次のものに添付すること。

- ① 更新の場合
- ② 新規又は変更の広告物の申請で、既存の建築物又は工作物に設置する場合

#### 10 自己点検報告書（市様式のもの）